

お客様各位

## 旧スプリアス規格特定無線機器使用期限の延長について

平成17年8月9日総務省発行官報第179号（総務省令第百十九号）に基づき、旧スプリアス規格の特定無線機について使用期限が定められましたが、令和3年8月3日施行、総務省令第七十五号に基づき、無線設備規則の一部を改定する省令（総務省令第百十九号）の一部が改正されました。

省令改正に基づき、旧スプリアス規格の特定無線機器の使用期限が改定されましたのでご報告致します。

### 総務省令第七十五号に基づく、無線設備規則総務省令第百十九号の改正内容

改定前：平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす

改定後：当分の間、なおその効力を有する **注1**

**注1**：平成三十四年十二月一日（令和四年十二月一日）以降も、総務省令第百十九号附則第五条1項と第4項、及び第6項で定められた特定無線機器は当分の間使用出来ます。

使用期限は今回の省令改正により、当分の間とのことで定められておりませんが、改めて省令が改正され使用期限が定められましたら改めてご報告させていただきます。

詳細は、Panasonic BUSINESS WEB サイト掲載の「大切なお知らせ」をご確認願います。

[https://biz.panasonic.com/jp-ja/products-services/ip-pbx\\_ipoffice](https://biz.panasonic.com/jp-ja/products-services/ip-pbx_ipoffice)

以上